

【新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金特例貸付に関するご案内】

緊急小口資金及び総合支援資金【初回貸付】について、 受付期限が令和4年9月末日まで延長となりました。

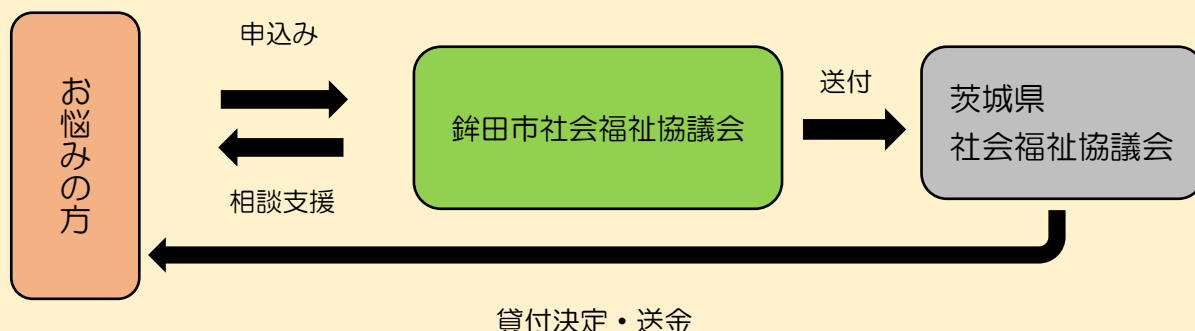
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に対して、一時的に生計を維持するために生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度のお申込・ご相談に応じています。

※償還時、口座引き落としの際の手数料は申請者負担になりますのでご了承ください。

※すでに貸付を受けた方は、対象外になりますのでご了承ください。

※感染防止の観点から、原則、郵送でのやり取りを行っています。

貸付手続きの流れ



【受付先】銚田市社会福祉協議会

電話：0291-32-5831

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

申込みの詳細については、下記の参考リンク先をご確認ください。

（茨城県社会福祉協議会ホームページ）

[茨城県社会福祉協議会 生活福祉資金の特例貸付に関するお知らせ](#)

【コールセンター】

緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

電話：0120-46-1999（受付時間：午前9時～午後5時）

茨城県社会福祉協議会

電話：029-297-6526（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）